

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の5の表3の項から6の項までを次のように改める。

3	<p>法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の申請又は第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の申請（当該併第30条第2項の規定による審査を除く）</p>	<p>(1) 法第29条第1項の規定による申請前に建築物エネルギー消費性能向上計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けている場合又は法第36条第1項の規定による申請前からオまでのいずれかの審査、判定、認定又は評価を受けている場合 ア 建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査 イ 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していること</p>	1 件	<p>次に掲げる額（当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に同条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物（同項に規定する「申請建築物」をいう。以下この表において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する「他の建築物」をいう。以下この表において同じ。）ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額）</p> <p>(1) 一戸建て住宅については、 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 9,400円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メ</p>
---	---	---	--------	--

	く。)	<p>の判定 ウ 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 エ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価</p>	1件	<p>メートル未満 45,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 81,000円 イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 9,400円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 200,000円</p>
	(2) (1)以外の場合		1件	<p>次に掲げる額(当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に同条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額) (1) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額 ア 200平方メートル未満 34,000円 イ 200平方メートル以上 38,000円 (2) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p>

- ア 200平方メートル未満
17,000円
- イ 200平方メートル以上
19,000円
- (3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
 - ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満 69,000円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上 280,000円
 - イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満 33,000円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上 160,000円
 - ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を

求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円

(カ) 25,000平方メートル以上 870,000円

エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円

(カ) 25,000平方メートル以上

		<p>160,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 200,000円 ウ 前号イに掲げる額</p>
(2) (1)以外の場合	1件	<p>次に掲げる額（当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に同条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額）</p> <p>(1) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 34,000円 (イ) 200平方メートル以上 38,000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 17,000円 (イ) 200平方メートル以上 19,000円</p> <p>イ 前号イに掲げる額</p> <p>(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくはイ(2)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定により住</p>

宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 69,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 280,000円

イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 160,000円

ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(ウ) 2,000平方メートル

					ル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 870,000円 エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 87,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 440,000円 オ 第1号イに掲げる額
5	法第31条第1項の規定によるエネルギー性能計画の申請の審査(当該	(1) 他の建築物を追加しない場合	ア 変更の建築物の建築申請が前記変更の建築物	1件 次に掲げる額(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額) (1) 一戸建て住宅については、 2,350円 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額	

併条に準法条の上審出場除 に同項てる0項に合申うを) 請て2いす32定適の行を) 申せ第お用第第規る查を合く。	ギ費判関よ査ける ル消能機に審受い合 ネ一性定等るをて場	ア 住宅部分 次の(ア)から (エ)までに掲げる建築物の 当該部分の床面積合計に応 じ、それぞれ(ア)から(エ) までに定める額 (ア) 300平方メートル 未満 4,700円 (イ) 300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満 10,000円 (ウ) 2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満 22,500円 (エ) 5,000平方メー トル以上 40,500円 イ 非住宅部分 次の(ア)か ら(カ)までに掲げる建築物 の当該部分の床面積の合計 に応じ、それぞれ(ア)から (カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル 未満 4,700円 (イ) 300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満 13,500 円 (ウ) 2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満 40,000円 (エ) 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満 65,000円 (オ) 10,000平方メー トル以上25,000平 方メートル未満 80,000円 (カ) 25,000平方メー トル以上 100,000円
イ ア以 外 の 場 合	1 件	次に掲げる額(当該申請に係る 建築物エネルギー消費性能向上計 画に法第29条第3項各号に掲げ る事項の記載がある場合は、申請 建築物及び他の建築物ごとに次に 掲げるところにより算出した額を 合算した額) (1) 一戸建て住宅であって、省 令第10条第2号イ及びロの 規定によりエネルギー消費性 能を求めたものについては、 次のア又はイに掲げる床面積 の区分に応じそれぞれ当該ア 又はイに定める額 ア 200平方メートル未満

- 17,000円
- イ 200平方メートル以上
- 19,000円
- (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- ア 省令第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 34,500円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 140,000円
- イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 115,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円
- ウ 省令第10条第1号イ(2)

					及びロ(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 220,000円
		(2) 他 の 建 築 物 追 加 場 を す 合	ア 更 計 係 前 画 に 申 請 物 他 建 築 係 項 更 い の 建 築 は 建 に 事 変 な い の 物 に が 場 合	1 件	追加する他の建築物につき3の項の規定の例により算出した額(追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)
			イ 以 外 の 場 合	1 件	アの例により算出した額に変更がある申請建築物又は他の建築物について(1)の例により算出した額を合算した額
6	法 第 3 1 項 に 建 築 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 法 第 2 9 条 第 3 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 の 記 載 が あ る 場 合 は 、 申 請 建 築 物 及 び 他 の 建 築 物 ご と に 次 に 掲 げ る と こ ろ に よ り 算 出 し た 額 を 合 算 し た 額 (1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額 ア 2,350円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した	(1) 他 の 建 築 物 追 加 し な い 場 合	ア 更 計 係 前 画 に 申 請 物 他 建 築 係 項 更 い の 建 築 は 建 に 事 変 な い の 物 に が 場 合	1 件	次に掲げる額(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額) (1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額 ア 2,350円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した

<p>条に準法条のよ審出場限 同項てる0項に合申う て2いす32定適の行に せ第お用第第規る查を合る。</p>	<p>費判関よ査ける 消性能機に審受い合 一性定等るをて場</p>	<p>額 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 4,700円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円 (エ) 5,000平方メートル以上 40,500円 イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 4,700円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 13,500円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 40,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 65,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 80,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 100,000円 ウ 前号イに掲げる額</p>
<p>イ ア以外合</p>	<p>1件</p>	<p>次に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額） (1) 一戸建て住宅であって、省令第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性</p>

能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 17,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額

(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 省令第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 34,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 140,000円

イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 115,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円

				(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円 ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 エ 前号イに掲げる額
	(2) 他の建築物追加場 をす合	ア 変更計係申請物他建築係項変更い 前のに申築は建に事変なが場 画る建又の物るにが場合	1 件	追加する他の建築物につき4の項の規定の例により算出した額(追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)
		イ 以外の場 合	1 件	アの例により算出した額に変更がある申請建築物又は他の建築物について(1)の例により算出した額を合算した額

別表第7の1の表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」

に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の一部及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。